

8.5 廃棄物

8.5 廃棄物

8.5.1 現況調査

(1) 調査事項

工事の施行に伴い建設廃棄物及び建設発生土が生じるため、以下の調査項目を選定しました。

- ア 建設廃棄物の状況
- イ 建設発生土の状況
- ウ 廃棄物の処理の状況
- エ 法令による基準等

(2) 調査地域

調査地域は、計画道路としました。

(3) 調査手法

ア 建設廃棄物の状況

事業計画の整理を行いました。

イ 建設発生土の状況

事業計画及び既存資料の収集・整理を行いました。

ウ 廃棄物の処理の状況

既存資料の収集・整理を行いました。

エ 法令による基準等

循環型社会形成推進基本法等の関係法令について整理しました。

(4) 調査結果

ア 建設廃棄物の状況

計画道路の事業実施に伴って、既設舗装の撤去工事などから発生する主な廃棄物として、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊などがあります。

イ 建設発生土の状況

計画道路の施行に伴う掘削土砂の性状は、ほとんどが関東ローム層と考えられます。

ウ 廃棄物の処理の状況

「東京都建設リサイクル推進計画」(平成28年4月 東京都都市整備局)に示されている建設廃棄物実態調査結果によると、平成24年度の都関連工事の建設廃棄物の再資源化率、建設発生土有効利用率の実績値は、表8.5-1に示すとおりです。

表 8.5-1 再資源化率、建設発生土有効利用率の実績値

対象品目	実績値	
建設廃棄物		
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%
コンクリート塊	再資源化率	99%
建設発生土	建設発生土有効利用率	—

資料:「東京都建設リサイクル推進計画」(平成28年4月 東京都都市整備局)

エ 法令による基準等

廃棄物に係る主な法令については、以下のとおりです。

循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)は、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」の形成に向け実効ある取組の推進を図るものです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び東京都廃棄物条例(平成4年東京都条例第140号)では、事業者の責務として、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関する施策に協力しなければならないとしています。

資源の有効な利用の促進に関する法律(通称:資源有効利用促進法)(平成3年法律第48号)においては、事業者の責務として建設工事の発注に際しての原材料等の使用の合理化並びに再生資源及び再生部品の利用、建設工事に係る副産物の全部又は一部の再生資源としての利用を促進するように努めなければならないとしています。

また、当該法律の規定に基づき定められた、「資源の有効な利用の促進に関する基本方針」(平成18年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号)では、上記による利用を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めています。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(通称:建設リサイクル法)(平成12年法律第104号)においては、建設工事の注文者の責務として、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならないとしています。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(通称:グリーン購入法)(平成12年法律第100号)は、国などが再生品などの環境にやさしい物品(環境物品)の調達を調達方針に基づき率先的に推進し、グリーン購入に役立つ情報の提供の推進を図るものです。

そのほか、「東京都建設リサイクル推進計画」では、都内における社会資本等の整備、更新等を遅滞なく円滑に進め、東京の持続的な発展を目指すため、建設資材の物質収支が循環利用の形態をとるよう誘導を図り、建設資源循環の仕組みを構築するとしています。

この計画で示される東京都関連工事の再資源化率、建設発生土有効利用率の目標値を、表8.5-2に示します。

また、「東京都建設リサイクル推進計画」の具体的施策の一つとして「東京都建設リサイクルガイドライン」(平成30年4月 東京都)が策定されており、当該ガイドラインでは、事前調査、リサイクル計画、情報システム活用、利用調整、適正な分別解体等及び再資源化等、建設グリーン調達、実施状況の把握等の具体的な実施事項が記載されています。

「東京都における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」(平成14年5月 東京都都市整備局)では、都内で施行される対象建設工事における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の促進等の実施に関する都の方針を示すとともに、建設工事各段階において関わるそれぞれの関係者の役割及び責務を示しています。

表 8.5-2 東京都関連工事の再資源化率、建設発生土有効利用率の目標値

対象品目	目標値の定義	目標値 (平成30年度)	目標値 (平成32年度)
建設廃棄物			
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99%以上
建設発生土	建設発生土有効利用率	99%以上	99%以上

資料:「東京都建設リサイクル推進計画」(平成28年4月 東京都都市整備局)

8.5.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、計画道路の工事の施行に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再資源化率、建設発生土有効利用率としました。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、工事の施行中の建設廃棄物及び建設発生土が発生する期間としました。

(3) 予測地域

予測地域は、計画道路としました。

(4) 予測手法

予測は、事業計画の内容に基づき、工事による掘削の面積、深さ、延長等を算出し、建設廃棄物の排出量を可能な範囲で図面から推計する方法としました。

(5) 予測結果

計画道路の工事の施行に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量等は、表8.5-3に示すとおりです(資料編65ページ及び66ページ参照)。

表 8.5-3 建設廃棄物及び建設発生土の排出量等の予測結果

区 分	項 目	建設廃棄物及び 建設発生土 の排出量	再資源化率、建設発生 土有効利用率
建設廃棄物	アスファルト・ コンクリート塊	約 3,100m ³	99%以上
	コンクリート塊	約 130m ³	99%以上
	合 計	約 3,230m ³	99%以上
建設発生土		約 34,000m ³	99%以上

8.5.3 環境保全のための措置

(1) 工事の施行中

工事の施行中における、廃棄物の影響を最小限にとどめるため、以下に示す環境保全措置を講じることとします。

ア 予測に反映した措置

- ・事業の実施に伴い発生する廃棄物は、建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日 国官総第122号、国総事第21号、国総建第137号)、「東京都建設リサイクル推進計画」、「東京都建設リサイクルガイドライン」等に従い、他の公共事業との調整を図りながら、極力再資源化に努めます。
- ・建設発生土については、総量の削減に努めるとともに、搬出する場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、公共事業における建設発生土の利用を調整(利用調整会議)して、建設発生土の搬出時に他の公共事業(ストックヤードへの仮置きを含む。)への利用(工事間利用)や再利用センター(再利用機関)等に搬出するなど、建設発生土の有効利用に努めます。なお、発生土処分場に搬出する場合には受入先の受入基準の確認後に搬出することとします。
- ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等については、再資源化施設などを活用し、再生品化を図るとともに、再生品を率先して利用するなど、再資源化・再利用に努めます。
- ・廃棄物については、産業廃棄物の運搬・処分の業の許可を得た業者に委託して適正に処理・処分を行います。運搬の際にはマニフェスト制度に従い、適切に処理します。

イ 予測に反映しなかった措置

- ・計画・設計段階における発生抑制計画の検討を行うなど、廃棄物等の発生抑制に努めます。
- ・撤去路盤については、再利用センター(再利用機関)等に搬出するなど、再利用に努めます。
- ・再資源化が困難な廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東京都廃棄物条例に示される適正処理の方針に基づき、適正処理を行い、工事施行時に特別管理廃棄物が確認された場合は、同法律及び同条例に基づき適切に対処します。

8.5.4 評価

評価の指標は、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値、循環型社会形成推進基本法、「資源の有効な利用の促進に関する基本方針」、東京都廃棄物条例、立川市廃棄物処理及び再利用促進条例、国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例に定める事業者の責務と合致することとしました。

建設廃棄物（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊）の排出量は合計約3,230m³、再資源化率は99%以上と予測することから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値（再資源化率99%以上）を達成します。

建設発生土の排出量は約34,000m³、建設発生土有効利用率は99%以上と予測することから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値（建設発生土有効利用率99%以上）を達成します。

計画道路では、計画・設計段階における発生抑制計画の検討を行う等、廃棄物及び建設発生土の発生抑制に努めるとともに、工事の施行に伴い発生する廃棄物等は、再資源化することから、評価の指標に示される事業者の責務に合致します。

再資源化が困難な廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東京都廃棄物条例に示される適正処理の方針に基づき、適正処理を行い、工事施行時に特別管理廃棄物が確認された場合は、同法律及び同条例に基づき適切に対処します。

以上のことから、評価の指標を満足します。